

第4章 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

第1節 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

(1) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

現在、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定している。

社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年においては、自然公園は、自然との触れ合いの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

県下の自然公園指定状況は、資料編12-1のとおりである。



【石鎚国定公園】

(2) 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりを持った地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを楽しみ、次世代にこれを継承できるようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

県下の自然環境保全地域の指定状況は、資料編12-2のとおりである。

(3) 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、現在自然海浜保全地区として23地区を指定している。また、各地区で自然海浜保全指導員を委嘱し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

県下の自然海浜保全地区の指定状況は、資料編12-3のとおりである。

(4) 自然保護思想の普及啓発

県内の優れた自然を県民共通の財産として守り、育て、次の世代に引き継いでいくために、自然保護思想の普及啓発に努めている。

○愛鳥ポスターコンクール

愛鳥週間（5月10日～16日）を機会に、広く県下の児童及び生徒から愛鳥週間用ポスター原画を募集し、その制作過程を通じて野生鳥類について保護思想を高めるとともに、一般県民への普及、啓発を図るため、愛鳥ポスターコンクールを実施しており、平成27年度の応募及び表彰状況は、次のとおりである。

・応募者数 294名（49校）

（内訳）小 学 校： 47人（7校）

中 学 校： 183人（31校）

高等学校： 64人（11校）

・入選者数

金賞【知事賞】：9名【小学校3、中学校3、高等学校3】

銀賞（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校1、中学校6、高等学校3）

銅賞（ " ）7名（小学校0、中学校4、高等学校3）

佳作（ " ）10名（小学校1、中学校6、高等学校3）

(5) 自然公園などの保全と利用

① 管理体制

環境省では、国立公園における現地管理体制の充実及び自然公園事務の整理、合理化を図るため、全国32の国立公園を7ブロックに編成する管理体制をとっている。

本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、中国四国地方環境事務所の所管下に置かれており、同事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省では全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は、平成27年度現在で51名となっている。

県においても、関係市町等の協力の下に、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在90

名として自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

② 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国立公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

平成23年度以降の許可、届出等の処理状況は、表2-2-19のとおりである。

表2-2-19 自然公園内行為の許可、届出及び協議状況

| 区分 年度 公園別 | 許 可 | | | | | 届 出 | | | | | 協 議 | | | | |
|-----------------|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 国 定 公 園 | 5 | 7 | 12 | 10 | 11 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| 県立自然公園 | 22 | 45 | 38 | 36 | 28 | 5 | 2 | 6 | 4 | 2 | 11 | 6 | 20 | 7 | 11 |
| 計 | 27 | 52 | 50 | 46 | 39 | 5 | 2 | 6 | 5 | 2 | 13 | 7 | 20 | 9 | 12 |

③ 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等63団体ほか個人11名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局－愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内のすべての自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やごみ持ち帰り運動の推進など各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

なお、平成27年度の自然公園清掃活動の実施状況は、表2-2-20のとおりである。

表2-2-20 平成27年度国立公園等清掃活動実施状況

| 公 園 名 (地 区 名) | 実 施 場 所 | 実 施 期 間 | 延人員 |
|-----------------------|--|-------------------------------|------|
| 瀬戸内海国立公園 (今治・松山地区) | 馬島、小島、糸山、唐子浜、波止浜、笠松山、石風呂、近見山、塔の峰、大角鼻、鳶ガラス、火内鼻、能島、鶴島、開山、宝股山、鼻栗瀬戸、鷲ヶ頭山・台海岸、観音崎、積善山、弓削商船付近、鹿島、高山、姫原 | 平成27年7月1日 ～ 平成28年2月26日 | 626人 |
| 足摺宇和海国立公園 (宇和海地区) | 沖ノ島、法華津峠、滑床、成川溪谷、須ノ川、篠山、西海鹿島 | 平成27年7月1日 ～ 平成28年2月26日 | 567人 |
| 石鎚国立公園 | 面河溪谷、成就社 | 平成27年4月1日 ～ 平成27年11月30日 | 258人 |
| 金砂湖県立自然公園 | 金砂湖遊歩道 | 平成27年9月2日 ～ 平成27年9月12日 | 27人 |

| | | | |
|------------------|-----------------------|-------------------------------|------|
| 皿ヶ嶺連峰県立自然公園 | 大谷池、滑川溪谷、皿ヶ嶺キャンプ場 | 平成27年4月1日 ～ 平成28年3月6日 | 116人 |
| 四国カルスト 県立自然公園 | 大川嶺・五段高原・八釜、小田深山、大野ヶ原 | 平成27年7月2日 ～ 平成27年11月28日 | 54人 |
| 肱川県立自然公園 | 猿が滝公園 | 平成27年7月12日 ～ 平成28年2月28日 | 32人 |
| 野鳥の生息地 | 重信川河口 | 平成27年11月8日 | 16人 |

(6) 海域公園の保護

足摺宇和海国立公園宇和海海域公園地区は、サンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

駆除の状況は、表2-2-21のとおりである。

表2-2-21 シロレイシガイダマシ類駆除状況

| 年 度 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|----------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実施回数（回） | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| ダイバー数（人） | 66 | 80 | 80 | 72 | 76 |
| 駆除数（個） | 9,717 | 8,894 | 13,557 | 12,071 | 7,427 |

(7) 自然公園等の利用と施設整備

① 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間約461万人の利用をみている。

平成27年の自然公園利用状況は、表2-2-22のとおりである。

表2-2-22 平成27年自然公園利用状況

(単位：千人)

| 公園名 | 瀬戸内海 国立公園 | 足摺 宇和海 国立公園 | 石 鎚 国立公園 | 肱川県立 自然公園 | 金砂湖 県立 自然公園 |
|------|--------------|-------------------|-------------|--------------|-------------------|
| 利用人員 | 2,714 | 329 | 395 | 75 | 27 |

| | | | | |
|---------------------|----------------------|--------------|------------------------|---------------------|
| 奥道後 玉川県立 自然公園 | 四国カル スト県立 自然公園 | 篠山県立 自然公園 | 佐田岬半島 宇和海県立 自然公園 | 皿ヶ嶺 連峰県立 自然公園 |
| 422 | 328 | 3 | 48 | 270 |

② 施設の整備

- ・自然公園等の施設整備

自然公園を安全で快適に利用し、自然との触れ合いができるよう、休憩所、便所、歩道、標識などを整備し、県民の保健休養の増進に努めている。

- ・長距離自然歩道（四国自然歩道「四国のみち」）

優れた自然や温かい心との触れ合いの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化などに触れながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」として整備したもので、平成元年に完成している。

歩道、標識、公衆便所や東屋などの施設を整備しているが、老朽化したものについては順次再整備を進めている。

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち、本県分は、愛南町の松尾峠から四国中央市の香川県境までの幹線27コースと、四国カルストの支線6コースの計33コースで、延長は362.5kmである（資料編12-5参照）。

また、四国のみち踏破記念制度を設けており、平成28年3月31日現在41人が愛媛県内の全コースを踏破し、認定証を受けている。

(8) 石鎚山クリーンアップ推進

山岳団体や地元自治体等の関係者と連携し、石鎚山の美化の促進を図る活動を実施した。

・石鎚山公衆トイレ休憩所の適正な管理運営等

県では、多くの方が訪れる石鎚国定公園に「石鎚山公衆トイレ休憩所」を整備したことで、し尿等による自然環境への直接の負荷軽減や利用者の利便性が確保されるだけでなく、利用者の登山道外への踏み入れを防止することによる植生の保全や利用者の安全確保など、幅広い効果に寄与していると考えている。

また、トイレの運営にあたっては、26年5月に「石鎚山クリーンアップ協議会」（西条市、久万高原町、県、森林管理署、石鎚神社、観光協会、山岳関係者等）を立ち上げ、地元市町が中心となって管理運営できる体制を構築し、開所期間中は週2回、冬期閉鎖中も月1回は、協議会メンバーが見回り清掃等を行う等、適正な維持管理を行っている。

さらに、県民参加の「環境啓発登山」を開催し、石鎚山を登りながら清掃活動や山のマナー向上を呼び掛けるとともに、石鎚山への外来種の侵入を防止するため、登山者の靴底に付いた種子を落とすマットを設置した。

なお、山頂にあるトイレについては、浄化能力のない構造であることから、将来的に環境に与える負荷が小さい携帯トイレブースへの移行を目指し、2つの個室のうち1つで試験的に携帯トイレブースを設置し、啓発を強化している。

これらの取組みを通じ、かけがえのない石鎚の自然とその保全の重要性について理解促進に努めながら、引き続き、豊かな自然の大切さと魅力を広く県内外に普及・啓発に取り組んでいる。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

エコツーリズムとは、自然環境を損なうことなく、それを体験し学ぶ観光のあり方であり、自然環境の利用促進と保全の両立を図る有効な手段である。

平成25年度に設立した「愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会」では、自然環境

保全に関する意識の向上を図るとともに、地域の活性化につなげるため、県内唯一の国定公園である石鎚国定公園を中心にエコツーリズムの普及に努めている。

○ 愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会の概要

会員団体：35団体（平成28年5月現在）

会 長：県民環境部環境局自然保護課長

副 会 長：西条市観光物産課長、久万高原町企画観光課長

事 務 局：県民環境部環境局自然保護課

○ 協議会によるエコツーリズム推進の取組み（平成27年度）

【会議等の開催】

総 会 平成27年5月22日（金）

事業報告会 平成28年2月10日（水）

【協議会実施事業】

○ 石鎚国定公園指定60周年記念シンポジウム

日 時 平成27年11月1日（日）

場 所 愛媛県生涯学習センター 県民小劇場

来場者 約370名

内 容 法螺貝吹鳴

リレー講演

鼎 談

石鎚吟行ハイク優秀作品表彰（会長賞）

石鎚PRのキャッチフレーズ、シンボルマーク発表

えひめ石鎚の日（11月1日）制定



【シンポジウム】

○ 石鎚国定公園指定60周年記念事業

- ・ 総合パンフレット、ポスター制作
- ・ エコスタンプラリーの実施
- ・ 石鎚吟行ツアー（エコツアー）の実施
- ・ 石鎚絵画展の実施（県美術館）
- ・ 協議会構成団体へのエコツアー造成補助

- ・環境啓発登山（3回）の実施
- エコツアー推進事業
 - ・石鎚山系エコツアー窓口強化事業（ホームページ制作）
 - ・自然環境保全啓発用ノベルティグッズ、石鎚俳句手帳作成
 - ・石鎚をデザインするワークショップの開催（キャッチフレーズ、シンボルマークの制作）
 - ・アウトドア総合メーカーモンベルとの提携事業
 - ・大手マスコミ提携事業（ラジオCM、新聞広告掲載）
 - ・登山雑誌への記事掲載
 - ・県外旅行会社や新聞社等へのPR
 - ・先進地（エコツアー推進全体構想策定団体：埼玉県飯能市）調査
 - ・エコツアーガイド養成研修の開催
 - ・エコツアーリズムスキルアップ研修会の開催



【エコツアー（石鎚山ピクニック園地）】



【エコツアー（石鎚山）】



【面河溪】



【成就社周辺】

第2節 生物多様性の保全と適正管理

1 生物多様性の保全

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という一つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生

きている。そして、生態系内では、植物が太陽エネルギーを生物が使える形に変換し、捕食や分解などの関係によって物質循環が起き、それに伴ってエネルギーの流れができていく。生態系は、食料・燃料・医薬品の原料・建築資材等を人間生活に提供し、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵をもたらすほか、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象ともなり、私たちが豊かな生活を送る上で欠くことのできないものである。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間活動が直接与える影響を始め、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地里山の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の影響等により、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している。

本県においても、愛媛県レッドデータブック（平成 15 年 2 月策定、平成 26 年 10 月改訂）で明らかになったように、多くの野生動植物の種に絶滅のおそれが生じている。私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを楽しみ、健康で文化的な生活を確保するためにも、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが重要である。

野生動植物の多様性は、様々な個体からなる多くの種がいろいろな環境の中で生息し、又は生育している状態をいい、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の 3 つのレベルの多様性がある。種内の多様性とは、ある種の中での多様性で、同じ種の中でも個体ごとに異なるいろいろな「固有な特徴」を持った個体が存在することであり、遺伝子の多様性とも言われる。種間の多様性とは、多くの動植物が生息し、又は生育している状況である。生態系の多様性とは、各地にいろいろな自然があることである。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして、それが長い進化の歴史において引き継がれた結果として、生物の多様性が維持されていることが重要である。

(1) 国の動向

国では、平成 4 年の国連環境開発会議において、生物多様性を包括的に保全することを目的とした生物多様性条約（平成 5 年効力発生）が採択されたことを受けて、生物多様性国家戦略（平成 7 年）を策定するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）を制定するなど各種施策を推進し、平成 20 年 6 月には、多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にするるとともに、保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。さらに、平成 22 年 3 月には、生物多様性国家戦略を見直し、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や生物多様性に深刻な影響をもたらす地球温暖化と生物多様性の関係について記述し、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための方向性などを明らかにし、平成 22 年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛

知県で開催され、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、戦略計画・愛知目標(ポスト2010年目標(2011-2020年))が採択された。平成24年9月には生物多様性国家戦略を見直し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した。

(2) 本県の動向

本県においても、種の保存を始めとする野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年に愛媛県レッドデータブックを公表するとともに、これを踏まえ、平成17年には野生動植物保護のガイドラインとなる愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針(平成17年3月)を策定し、野生動植物の多様性の保全に努め、平成20年3月には野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)を制定し、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ることとした。平成21年3月には特に保護を図る必要が認められる13種を「特定希少野生動植物」として指定するとともに、6地区を「特定希少野生動植物保護区」に指定している。

また、平成21年4月には、同条例に基づき、本県野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を侵略的外来生物として88種公表し、平成22年3月には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を策定したところである。

さらに、平成22年8月から生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を重ね、平成23年12月に「生物多様性えひめ戦略」を策定した。

(3) 愛媛県レッドデータブックの作成

県内の自然環境保全のための重要な基礎資料となる「愛媛県レッドデータブック2014」を平成26年10月に発行した。

平成15年3月に発行した「愛媛県レッドデータブック」の改訂版に当たり、平成25年3月にとりまとめたレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)に記載されている種について、各種の形態、分布域、生息環境等にとりまとめ、分類群ごとに編纂している。

「愛媛県レッドデータブック2014」の概要

① 掲載種数

各分類群のレッドデータブックに掲載されている種数については、表2-2-23「調査対象分類別の目録種数・レッドリスト掲載種例等」のとおり

② 記載内容

掲載種のそれぞれについて、原則として以下の項目を記載している。

- ・ カテゴリー(ランク)区分

- ・分類群、和名、学名、地方名
- ・種の特徴
- ・分布域
- ・生息状況、選定理由
- ・特記事項、参考文献、写真等

表 2-2-23 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等

| 区分 | 専門分科会 | 調査対象分類群 | 愛媛県産 野生動植物 目録種 数 | レッドリスト掲載種 | |
|------|------------|-----------------|---------------------------|-------------------|---|
| | | | | 種数 (対目録) | 掲載種の例 |
| 動物 | 哺乳類 | 陸産哺乳類・ 海産哺乳類 | 種 60 | 種 (%) 18 (30) | カワウソ、ツキノワグマ、ニホンモモンガ ヤマネ、クロホオヒゲコウモリ、スナメリ |
| | 鳥類 | 鳥類 | 336 | 68 (20) | クマタカ、オオタカ、ヤイロチョウ |
| | は虫類 両生類 | 陸産は虫類 | 18 | 11 (61) | イシガメ、ヒバカリ |
| | | 両生類 | 18 | 14 (78) | カスミサンショウウオ、ダルマガエル、フチサンショウウオ |
| | 淡水魚類 | 淡水・汽水産魚類 | 198 | 50 (25) | スナヤツメ、イシトビジョウ |
| | 昆虫類 | 昆虫類 | *8,010 | 289 (*4) | コバネアオイトトンボ、ゲンゴロウ |
| | | クモガタ類・ 多足類 | 1,078 | 14 (1) | キシノウエトタテグモ、コホントグサトウムシ、トリ テヤステ、イシイビヤステ |
| | 貝類 | 陸・淡水産貝類 | 2,381 | 55 (2) | ニッポソノブエガイ、シコクタケノキセル |
| | | 海産貝類 | | 32 (1) | ムラサキガイ、ハマグリ |
| | 海岸動物 | 甲殻類 | 191 | 17 (9) | カブトガニ、シオマネキ、バンケイガニ |
| 海岸動物 | | 97 | 5 (5) | ミドリシヤミセンガイ、ゴゴシムムシ | |
| 植物 | 高等植物 | 高等植物 | 3,682 | 864 (23) | ヒモラン、タキシダ、トクワハイカツジ ギリシマミズキ、エヒメアヤメ、シバナ、キキョウ |
| | | コケ類 | 618 | 63 (10) | クマノゴケ、カビゴケ |
| | | 藻類 | 477 | 52 (11) | ハダシヤジクモ、イハラオオイソウ |
| | | 地衣類 | 328 | 81 (25) | イコマウメノキゴケ、イリタマゴゴケ |
| | 高等菌類 | 高等菌類 | 1,247 | 69 (6) | フデタケ、チョレイマイタケ、フクリョウ(マツホ ト)、アカカサタケ、ショウロ、クロカワ、マツタケ、 ナメコ、ハタケチャタゲゴケ |
| 計 | 16 分類 | 18,739 | 1,702 (9) | | |

注 昆虫類の目録種数 8,010 種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると、昆虫類全体で記録のある種は、8,010 種以上とされている。

レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

(4) 野生動植物の保護対策事業と外来生物対策の推進

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急の課題である。

このため、平成 15 年度から 2 箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的な考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、この基本指針に基づく生物多様性の保全策を総合的に検討し、19 年度には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定した。

また、20 年度には同条例で規定する各施策の方向性を明確にするため、「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を作成するとともに、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」13 種、開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」6 区、野生動植物の生息等に影響を及ぼす等の侵略的外来生物 88 種を公表し、21 年度には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を作成した。

さらに、平成 23 年 4 月には適正かつ効果的な保護を行うため特定希少野生動植物のうち 4 種について保護管理事業計画を定め、生物多様性保全・再生モデル地区推進など地域と連携した保全を図り、平成 26 年度からは、外来生物蔓延種の拡散防止や発見時の具体的対応策の再確認と研修を目的に「特定外来生物対策県市町連絡会」を開催している。

＜特定希少野生動植物 13種
カスミサンショウウオ



(撮影者: 田辺真吾氏)

(平成 21 年 3 月 6 日 指定日 指定) >
ダルマガエル



(撮影者: 宇和孝氏)

ハッチョウトンボ



(撮影者: 酒井雅博氏)

コガタノゲンゴロウ



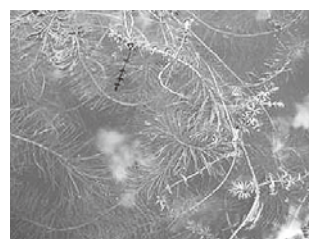
(撮影者: 酒井雅博氏)

ハマビシ



(撮影者: 小沢潤氏)

ミズスギナ



(撮影者: 永井保雄氏)

トキワバイカツツジ



(撮影者: 橋越清一氏)

サギソウ



(撮影者: 松井宏光氏)

クマガイソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

フクジュソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

シコクカッコソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

チョウジガマズミ



(撮影者: 橋越清一氏)

ウンラン



(撮影者: 松井宏光氏)